

仕 様 書

担当課 保健福祉センター（分館）

委託名称 公用車の継続検査（車検）・定期点検等業務委託

委託期間 令和8年1月15日

履行場所 都島区保健福祉センター分館

明細書

	委託名称	数量・単位		仕様	同等品可否
	公用車の継続検査（車検）・定期点検等業務委託	1	台分	別紙仕様書のとおり	

仕 様 書

1 名称

公用車の継続検査（車検）・定期点検等

2 車検対象車（初度検査年月：平成 30 年 1 月）

自動車の種別	車名	車体番号	型式	車両番号	原動機の型式	燃料の種類
軽自動車	ニッサン	DR17V-266097	HBD-DR17V	なにわ 480 ち 8356	R06A	ガソリン

3 内容

- (1) 道路運送車両法第 62 条に基づく継続検査及び同法第 48 条に基づく定期点検整備を行う。
- (2) エンジンオイル・オイルエレメント交換
- (3) 検査登録申請等の当該車検に係る必要な事務の代行
- (4) 自動車損害賠償保障法に規定する責任保険の契約締結に関する事務
(発注者は、受注者が代理店となっている保険会社と上記保険契約を別途締結する)
自賠責保険の期間は 24 か月とする。ただし、保険期間の始期は現契約保険期間の終期からとする。
- (5) (4) の自賠責保険料の支払い代行。なお、保険料については契約後受注者からの請求に基づき、速やかに支払う。

【特記事項】

- ※自賠責保険料については、別途締結の契約に基づき支払うため、本契約金額に含めないこと。
- ※重量税は別途支給するため、本契約金額に含めないこと。また、契約締結後速やかに本市指定の様式にて請求すること。

- (6) 車検による点検結果から整備及び部品交換が必要となった場合は、見積書を添えて、すみやかに都島区役所保健福祉課の担当者に報告し、その確認を受けること。

4 履行期間

契約日から令和 8 年 1 月 15 日（木）の間で調整すること。

5 履行場所

都島区保健福祉センター分館

6 その他

- (1) 保健福祉センター分館で当該車両を引き取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、保健福祉センター分館へ当該車両を納車すること。
- (2) 代車を用意すること。

7 担当

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21

大阪市都島区保健福祉センター分館 野村

電話 06-6882-9882 FAX 06-6925-3972